相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区瀬田四丁目三九二番地、最後の住所神奈川県相模原市中央区上溝一二九〇番地三サンライズハウス一〇三

被相続人　亡　竹村宇多子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十七日

千葉県香取郡東庄町平山六〇六番地一

相続財産管理人　林　敏夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区水島町二四番地、最後の住所千葉県柏市光ケ丘団地五番一五―八〇五号

被相続人　亡　早川　明男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十七日

千葉県柏市柏六―九―一八柏パークビル五階柏の森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　原　崇人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区東葛西一丁目二五五番地、最後の住所東京都江戸川区西小松川町四番一〇号

被相続人　亡　笈川榮一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十七日

東京都港区虎ノ門一丁目五番六号朝陽ビル三階　相続財産管理人弁護士　鬼丸かおる

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市西区桜木町七丁目四一番地、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎二丁目二番三―四一五号湘南ふれあいの園

被相続人　亡　矢田百合子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十七日

横浜市中区日本大通一八番地　ＫＲＣビルディング五階

相続財産管理人　弁護士　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市鶴見区下末吉一丁目二四四番地、最後の住所静岡県伊東市湯田町七番二号

被相続人　亡　永井　利和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十七日

横浜市中区尾上町三丁目三〇番地一横浜フジタビル八階、選任時の住所横浜市中区常盤町四丁目三九番地

相続財産管理人　弁護士　野原　薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市今泉七丁目一三六八番地、最後の住所静岡県富士市今泉二〇三〇番地の一一

被相続人　亡　渡邉　孝造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十七日

静岡県富士市中央町二丁目九番一号

相続財産管理人　山本　佳雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県三島市一〇三五番地、最後の住所静岡県三島市日の出町六番七号

被相続人　亡　伊東　静枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十七日

静岡県沼津市御幸町一九―三　長谷川ビル二階　鈴木春実法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　春実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県名張市つつじが丘南五番町六六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　塚本　繁秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十七日

三重県名張市平尾三二一三番地五　賛急屋ビル三階　桔梗総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中谷　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府竹野郡網野町磯一六九四番地、最後の住所京都府宮津市字成相寺三五三番地

被相続人　亡　松本儀三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十七日

事務所京都府京丹後市大宮町周枳二二七九番地の一　司法書士中村心児事務所

相続財産管理人　司法書士　中村　心児

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府舞鶴市字上福井二〇七〇番地、最後の住所京都府舞鶴市字上安一六九七番地の三六

被相続人　亡　柴田フサエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月二十七日

京都府舞鶴市丸山中町二七番地

相続財産管理人　櫻井　寛

無縁墳墓等改葬公告

境内墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十三年十二月二十七日

一、墳墓等所在地　神奈川県横浜市鶴見区市場下町六番三三号

一、墳墓等の名称　金剛寺墓地　①荒川家　②岩本家　③奥原家　④柴田家　⑤鈴木家　⑥中村家　⑦宮川家　⑧横山家　⑨その他不詳一基

一、死亡者の本籍及び氏名　各死亡者の本籍は不詳　①荒川武雄、荒川峯子、武子　②岩本菊枝、岩本純夫　③テツ、弥兵ヱ、奥原キヨ、奥原光之助、なか　④スズ、治房、ハン、ナカ、豊吉、柴田清子、柴田忠蔵、柴田徳太郎　⑤登、スズ、キミ子　⑥軍蔵、フク　⑦宮川枡蔵、源七、萬吉、キク、ナツ　⑧斉藤イネ、横山信之、信蔵　⑨氏名不詳

一、改葬を行おうとする者　神奈川県横浜市鶴見区市場下町六番三三号　宗教法人金剛寺　代表役員　中田　隆範

第73期決算公告

平成23年12月27日　東京都中央区日本橋本町２－６－３

富永物産株式会社

代表取締役社長　小西　紀次

貸借対照表の要旨　（平成23年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,690,236	流動負債	1,950,172
固定資産	1,609,931	固定負債	1,785,027
		負債合計	**3,735,200**
		株主資本	2,564,967
		資本金	120,000
		資本剰余金	1,549
		資本準備金	1,549
		利益剰余金	2,443,418
		利益準備金	30,000
		その他利益剰余金	2,413,418
		（うち当期純利益）	（223,998）
		純資産合計	**2,564,967**
資産合計	**6,300,167**	**負債・純資産合計**	**6,300,167**